

平成 19 年 10 月 19 日

企業会計基準委員会 御中

全 国 銀 行 協 会

「セグメント情報等の開示に関する会計基準（案）」等に対する
意見書について

今般、標記公開草案に対する意見を下記のとおりとりまとめましたので、何卒
ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 組織変更等によるセグメントの区分方法の変更について

作成者に過度な負担が生じないよう、セグメント区分の変更に伴う遡及修
正を求めないなどの配慮が必要であると考えます。

（理由）

- ・ 本会計基準案では、いわゆるマネジメント・アプローチを採用しており、
企業の内部管理で採用している情報に基づきセグメント情報を開示す
る方法を取っている。
- ・ 企業の内部管理（組織、事業区分等）の手法は継続性を求められるもの
ではなく、経営管理上最善と考えられる手法を採用していくのが通例で
ある。したがって、内部管理で採用されている測定方法などは変更によ
り、セグメント区分の変更も頻繁に行われる可能性が高いと考えられる。
現在、「過年度遡及修正」についての議論が進められているが、これに
より過度な負担が作成者に生じないよう一定の配慮がなされる必要が
あると考える。

2. セグメント情報の位置づけについて

本会計基準案に基づくセグメント情報の開示は、内部統制報告書の対象で
ないことを明確化する必要があると考える。

（理由）

- ・ マネジメント・アプローチを採用していることを受け、セグメント情報
の各項目の測定方法について、「財務諸表を作成するために採用される
会計処理の原則及び手続きに準拠することを求めない」ことが第74項に
記載されている。
- ・ したがって、本会計基準案に基づくセグメント情報の開示は、内部統制
報告書の対象とはならないことを明確化する必要があると考える。

以 上